設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分-1

(質問)

「安城市介護保険・・・」の関係条例・厚生労働省令運用基準居室床面積寸法基準は壁芯または壁面仕上がり寸法ですか。また突起物(巾木)の取り扱いはどうしますか。

(回答)

床面積の定義については、建築基準法施行令(昭和二十五年十一月十六日号外政令第三百三十八号)第2条第1項第3号に「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。」とありますので、そのとおりとします。

なお、巾木などの取扱い含め、施設図面の内容確認をされる部局にお問い合わせください。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分-2

(質問)

「周辺の交通環境や地形において危険な場所がなく、安全が確保できる・・・」の危険・安全 はどういう状況をいうのでしょうか。また介護者等の対応策マニュアルまた指導徹底等で対応 すればよいのでしょうか。

(回答)

「交通環境」については、例えば利用者等が施設玄関を出てすぐに交通事故に合う可能性があれば、危険であるとみなすことができるかと思います。

「地形」においては、例えば河川の増水や地震の際の土砂崩れ等で利用者への被害が想定されるのであれば、危険であるとみなすことが出来るかと思います。

それ以外にも想定されることがあれば、危険でないように配慮をしてください。

対応については、例えば「交通環境」においては、施設玄関を道路に面していない側に向けることが対策の一つとして考えられますので、「このような危険が想定されるため、このように安全を確保しています」と説明できるようにしてください。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分一3

(質問)

「災害リスクが高い場所と見込まれる。・・・」中 災害リスクが高いとはどの程度を言うのでしょうか。また技術対策等で対応すればよいでしょうか。

(回答)

2種類のハザードマップ上で液状化、津波、浸水想定等を示していますので、危険性が高い と示されている場合は、リスクが高いとみなすこともできるかと思います。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分一4

(質問)

「訪問者のための駐車場」とは入所者数に対する割合・基準はありますか。また車両の大き さはどうすればよいですか。

(回答)

介護保険法上は駐車場の設置数に関する基準はありません。

施設を建設する地域や建物の大きさなどによっては、「安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」等、他の条例等で基準がある場合もありますが、上に示した市条例については安城市都市計画課に、建築基準法については施設図面の内容確認をされる部局にお尋ねください。

車両の大きさについても、上で示した条例に該当する場合は大きさの取り決めがありますが、 それに該当しない場合でも国が示す指針等を遵守していただくとともに、車いす等での利用も 想定されると思われますので、必要と思われる大きさを設定してください。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分-5

(質問)

「災害時の避難空地」は場外でもよいですか。広さまた建設地からの距離等の基準はありますか。

(回答)

「場外」というものが建物外(敷地内)を示すのであれば、場外でも構いません。広さや距離等の基準はありません。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分一6

(質問)

「入所者の処遇」とは災害時避難マニュアル及び指導基準と考えてよいですか。

(回答)

ご質問の「入所者の処遇」については、建設場所の条件を示す文中に表れています。そのため、この条件ではマニュアル等の整備を求めているのではなく、被災時に建物外に避難した際に入所者の対処をできる広さを確保することを求めています。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分-7

(質問)

「健康及び防災上適切な広さ」とは指導基準があれば教えてください。

(回答)

数値等の明確な基準はありません。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分-8

(質問)

ガラス飛散防止は入所者がかかわる窓等に対策することでよろしいでしょうか。

(回答)

災害時において、割れた窓ガラスで怪我をする被害を減らすことが主目的ですが、従業員も 怪我をしないことが望ましいため、入所者のみならず従業員が係る窓にも対策が施されている ことが望ましいと考えます。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分一9

(質問)

「家具転倒防止」は入所者がかかわる家具に対策すればよいですか。また高さ 1m以下の家具は不要と考えますがよろしいですか。

(回答)

災害時において、家具の転倒に巻き込まれ怪我などをする被害を減らすことが主目的ですが、 従業員も怪我をしないことが望ましいため、入所者のみならず従業員が係る家具にも対策が施 されていることが望ましいと考えます。

どの高さまで対策を施すかについては、募集要項上最低限の値をお示ししていませんので、 ご検討いただき、市側から仮に「なぜその高さまでか」と質問した際にご説明いただけるよう にしてください。

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年4月21日受付分-10

(質問)

エレベーターの大きさ・乗車人数に基準ありますか。

(回答)

介護保険法上にエレベーターの大きさや乗車人数の取り決めはありませんので、建築基準法 等他法令等に則って整備をしていただくことになります。

建物基準法についての相談は、施設図面を相談される部局までお願いいたします。